

関東大学バドミントンサークル連盟規約

昭和56年 6月1日発行
平成21年 4月1日改訂
平成21年 11月1日改訂
平成24年 4月1日改訂
平成29年 3月1日改訂
平成30年 4月1日改訂
令和元年 5月1日改訂
令和7年 2月1日改定
令和7年 6月2日改訂

令和7年2月1日改訂 《基本理念》

本会は、バドミントンを愛好する者達が学生生活を有意義に過ごすため、そして互いの交流と親睦を深めることを目的とし、学生の総意による規約をここに制定する。各団体、各人は、有意義な活動を行えるように助け合い、相互理解を基盤に一人一人が本会の向上を目指すことを目的とし、会員としての全ての権利は、我々の努力と責任において保持されなければならない。

第I章 総則

第1条 本会は関東大学バドミントンサークル連盟（University Badminton-circle Federation 略称 UBF）と称する。

第2条 各団体は互いの交流を図るも干渉してはならない。

第3条 本会はバドミントンを媒体とした大学生、及び大学院生で構成される。

第4条 本会加盟資格は、本規約を承認したものに与えられる。

第5条 本会の本部を後述の会長校の所在地とする。

第6条 下記の団体を加盟団体とし、本会主催の大会及び各行事などへの参加を認める。

（但し、関東学生バドミントン連盟等と本会との個人の二重登録はできない。発覚した場合は、今後一切の本会主催行事に参加できないものとする。）

《団体名》	《略称》	《所属大学》
青山学院大学バドミントン愛好会	[青学]	青山学院大学
学習院大学 Turnip	[Turnip]	学習院大学
神奈川大学バドミントンサークルニシン	[ニシン]	神奈川大学
慶應義塾大学慶應バードフェローズ	[慶應]	慶應義塾大学
慶應義塾大学バドミントン同好会 トウインクルズ [トゥインクル]		慶應義塾大学
慶應義塾大学バドミントン同好会 SMASH	[スマッシュ]	慶應義塾大学
国際基督教大学バドミントン部	[ICU]	国際基督教大学
駒沢大学バドミントン同好会 Time-Out	[駒沢]	駒沢大学
埼玉大学バドミントン愛好会	[埼玉]	埼玉大学
埼玉大学バドミントンサークル Butit's	[Butit's]	埼玉大学
実践女子大学バドミントンプレイスメント愛好会 [実践]		実践女子大学
芝浦工業大バドミントンサークル BBCToyosu	[芝浦]	芝浦工業大学
専修大学バドミントン愛好会 SUBL	[専修]	専修大学
大正大学バドミントン同好会 対象ランデヴー	[大正]	大正大学
玉川大学バドミントンサークル Cora	[玉川]	玉川大学
千葉大学バドミントン同好会 B.A.S.S.	[千葉]	千葉大学

中央大学バドミントン同好会	[中央]	中央大学
中央大学フレームショット	[FS]	中央大学
筑波大学バドミントン同好会	[筑波]	筑波大学
帝京大学バドミントン愛好会 T-rise	[帝京]	帝京大学
帝京大学 diversion	[dever]	帝京大学
東海大学バドミントンサークル Bad_communication [東海]		東海大学
東京科学大学 Poona	[Poona]	東京科学大学
東京大学スポーツ愛好会バドミントンパート	[スポ愛]	東京大学
東京大学バドミントン同好会 TBA	[TBA]	東京大学
東京大学東大スペースシャトル	[スペシャ]	東京大学・お茶の女子大学
東京大学ひこうせんバドミントン同好会	[ひこうせん]	東京大学 東京女子大学
東京大学バドミントン同好会 LOVE ALL	[ラブオール]	東京大学 お茶の水女子大学
東京都立大学バドミントンサークル Pluma	[Pluma]	東京都立大学
東京都立大学 B 類バドミントン部	[都立大]	東京都立大学
東洋大学バドラッシュ	[東洋]	東洋大学
日本大学商学部バドミントン部	[日商]	日本大学商学部
日本大学生物資源科学部バドミントン部 Ducks [日生]		日本大学生物資源科学部
日本大学文理学部バドミントン部	[日文]	日本大学文理学部
日本大学法学部バドミントン同好会	[日法]	日本大学法学部
日本大学理工学部バドミントン同好会	[日理]	日本大学理工学部
一橋津田バドミントン	[I T B]	一橋大学
法政大学バドミントン同好会 ‘7 2	[法政]	法政大学
法政大学高体連バドミントン部	[えこバド]	法政大学
明治学院大学 AKUSTOT	[明学]	明治学院大学
明治大学生田バドミントン部	[IBC]	明治大学
明治大学 Viento	[Viento]	明治大学
明治薬科大学バドミントン同好会	[明薬]	明治薬科大学
明星大学バドミントンサークル MAJESTIC	[明星]	明星大学
目白大学新宿キャンパスバドミントン部	[目白]	目白大学
横浜国立大学マレプロフォンド	[横国]	横浜国立大学
立教大学、東京家政大学合同サークル VOLANO [VOLANO]		立教大学
立教大学新座キャンパスバドミントンサークル [NBA]		立教大学
立正大学 clover badminton circle	[クローバー]	立正大学
早稲田大学バドミントン同好会	[早稲田]	早稲田大学
早稲田大学 Waseminton	[Waseminton]	早稲田大学
早稲田大学ミラージュバドミントンサークル		
[ミラージュ] 早稲田 跡見学園女子 東京家政 大妻女子 文京学院 昭和女子 共立女子 学習院女子		
早稲田大学ヤングバドミントン同好会		
[ヤング] 早稲田 日本女子 白百合 武蔵野 北里 共立女子 大妻女子 清泉女子		
早稲田大学友羽会		
[友羽会] 早稲田 日本女子 学習院女子 目白 日本女子体育 東京家政		
早稲田大学 J-Birds	[J-Birds]	早稲田大学 北里大学
早稲田大学バドミントンサークル “ちょこ Let’s” [ちょこ]		早稲田大学

計 57 団体 32 大学（国公立 7 校、私立 25 校）

2025年6月2日現在

第Ⅱ章 総会

第7条 総会は本会の最高議決機関である。

第8条 総会は各団体の代表者、もしくはその代理人によって構成され、出席する者を委員とする。

第9条 各団体は少なくとも1名の委員を出席させなければならない。

第10条 総会では、全加盟団体の委員が出席することを原則とするが、やむをえぬ場合は3分の2以上の団体の出席で成立する。

第11条 本会の運営は総会の議決に基づき、会長がこれに当たる。

第12条 総会の決定はすべて出席した団体の承認を必要とし、議決は出席団体の3分の2以上の賛意により決定される。

第13条 審議が繰り返され、どうしても3分の2以上の賛意が得られなければ、賛意が半数以下の場合に否決され、それ以外の場合は会長が決定する。

第14条 総会は必要に応じて開かれ、臨時総会は役員会、或いは加盟団体の要請により開かれる。また年間総会数の3分の1以上を無断で欠席した場合は、その団体を1年間の本会主催行事の参加を禁止し、本部、その他の加盟団体の理解を得られない場合は除名となる場合がある。

第Ⅲ章 本部及び役員

第15条 本部に次の役職を置く。

会長、副会長、総務、渉外、庶務、会計、書記

第16条 新役員は会員の中から立候補、及び推薦により選出され、任期は各団体の任期に関わらず1月1日から12月31日とする。

第Ⅳ章 役員

第17条 会長は本会の最高責任者であって、本会々務を総括する。

第18条 副会長は会長を補佐し、会長が事故等により会務が困難になった場合はその職務を代行する。

第19条 総務は大会以外の本会主催行事の運営を行う。

第20条 渉外は、本会主催の大会運営の為に会場確保に務め、大会当日は責任を持って管理する。

第21条 庶務は、本会主催大会の運営を行い、大会関連書類全般を管理する。

第22条 会計は、会長との協力の元、予算の出入りを管理し総会において会計報告を行う。又、会費の使用方法について、予算案を作成する。

第23条 書記は、総会ならびに役員会の議事録を取る。

第24条 役員会は会長の召集により随時行われ、本会活動が円滑に運営されるよう努める。

第25条 本会役員は各々の総会、又は役員会に出席し、その任務を履行する義務を有する。

第26条 本会役員の辞任は次の場合に認められる。

- 1、病気、休学などによる長期欠席の場合。
- 2、役員会においてその辞任理由を認められた場合。

第Ⅴ章 会計

第27条 本会の会計年度は、委員の任期に準ずる。

第28条 本会の必要経費は加盟団体等に搬出された会費、寄付金、その他をもって当てる。

第29条 各団体の年会費は20000円とする。又、個人登録料は一人1500円とし、当該年度内有効とする。

第30条 その年間に納めるべき会費の額、納入期限等は役員会において決定され、その使用方法については総会で予算案が提出され審議し、承認される。

第Ⅵ章 新規加盟

第31条 新規加盟は、年度初め（4月第1回の総会）からのみの加盟とする。それ以降の申し出は、次年度以降の加盟とする。

第32条 新規加盟は、全役員の3分の2以上の出席をもって成立し、3分の2以上の賛成をもって可決される。その後、総会において、出席した団体の承認を必要とし、議決は出席サークルの3分の2以上の賛意により決定される。

第33条 新規加盟する際には、調査書を本部に提出しなければならない。項目は以下の通りである。

- 1、団体名 2、創設年 3、本拠とする大学 4、所属大学 5、代表者（住所・電話番号・アドレス）
- 6、UBF係（住所・電話番号・アドレス） 6、各役職 7、学年別の人数構成
- 8、練習の有無及び活動時間、活動場所 9、年間活動予定 10、公式HP URL

第Ⅶ章 ランク違反

第34条 ランクはその年度に配布する登録ランク規定に基づく。

第35条 以下に該当する者はその事実が発覚した時点で失格とし、対戦相手の不戦勝とする。また該当する者は次回の大会以降一年間の出場停止とする。

- ・その年度の登録ランク規定に該当しないランクで出場した者とそのパートナー
- ・本人以外の者が代わりに出場した場合、代わりに出場した者とそのパートナー、及び欠場した者
- ・個人登録を行わずに出場した者

第36条 第35条に該当する者が所属している団体は、その事実が発覚した時点で失格とする。さらに次回の大会以降においても同様の事実が認められた場合、その団体を一年間の出場停止とし、その年度の総会への出席を義務付ける。また所属団体の代表者及びUBF係の処分については役員会において決定する。

第Ⅷ章 ペナルティについて

第37条 以下の行為に当たる者を役員が発見、もしくは報告を受けた場合、その者の所属している団体に対してペナルティを与える。

- ・体育館内へのゴミの放置、体育館内のゴミ箱及び、大会会場の最寄り駅までにあるコンビニなどのゴミ箱、大会会場の最寄り駅のゴミ箱へゴミを捨てている者。

- ・ 審判、線審が指示されているのにも関わらず審判、線審を出さない団体。
- ・ 体育館内へ土足で入場した者、体育館外へ内履きで退出した者。
- ・ 指定喫煙所以外での喫煙をした者。
- ・ スポーツウェア、スポーツシューズを着用しないでバドミントンをしている者。
- ・ 指定されたコート以外でバドミントンをしている者。
- ・ アリーナ外でバドミントンをしている者。
- ・ 体育館内のコンセントを使用している者。
- ・ 「UBF 使用禁止」及び「UBF 役員以外使用禁止」場所への立ち入り。
- ・ 総会を無断欠席した団体。

第 38 条 その他、開会式時に指定される体育館使用上の注意に背いた者、悪質、非人道的と思われる行為を行った者を 役員が発見もしくは、報告を受けた場合、その者の所属している団体に対して処分を与える。処分の内容は役員会において決定される。

第 39 条 第 37 条の当事者が所属している団体に対しては、1 回目は警告を発し、2 回目はサークル代表者、UBF 係への処分、3 回目はサークル全体を処分するものとする。なお、ペナルティは大会ごとにリセットされるものとする。

第IX章 補則

第 40 条 本会への加盟及び脱退は役員会を通した後、総会の場において発表されなければならない。

第 41 条 本会運営において、支障が生じ、かつ総会が開けない場合は役員会が有権的解釈を行う。

第 42 条 本会規約の改正は、総会の場において、加盟団体の 3 分の 2 以上の賛意をもって決定される。

第 43 条 盗難などの民事・刑事事件、団体間のトラブルに関して本会は一切責任を負わない。

第 44 条 本会は以下の協賛社の協力を受ける。

アメアスポーツジャパン株式会社、株式会社ゴーセン、株式会社毎日コムネット、

バドミントンプロショップウエンブレ、ミズノ株式会社、ヨネックス株式会社（以上五十音順）